

平成25年10月8日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
補填金単価（平成25年8月販売分）について

平成25年8月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）第6の9の（3）のアの補填金単価については、下記のとおりです。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	62,800円	48,600円

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：補填金交付額に見合う財源が不足する場合、上記補填金単価を減額することがあります。

（ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
第6の9の（4）のア
機構は、肥育全国基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、肥育事業者に適用する補填金単価を減額することができるものとする。 ）

注3：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分よりと畜経費を算入しています。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：高城、青木
電話：03-3583-8623

(参考1)

平成25年度 新マルキン事業補填金算定基礎
【平成25年8月】

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	924,058	572,257	340,001
生産コスト (B)	904,682	650,835	400,860
差額 (C) = (A) - (B)	19,376	△ 78,578	△ 60,859
補填金単価	—	62,800	48,600

注：100円未満切り捨て

粗収益 (A) = ① + ②	924,058	572,257	340,001
主産物価格 ① = a × b	912,960	566,430	334,594
枝肉市場価格 (円/kg) a	1,902	1,195	757
枝肉重量 (kg) b	480	474	442
副産物価格 ②	11,098	5,827	5,407
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	904,682	650,835	400,860
物財費 ③	810,180	594,169	364,647
もと畜費	441,838	246,015	85,551
飼料費	293,587	296,353	234,521
流通飼料費	291,331	294,850	233,142
麦類	14,258	2,615	950
とうもろこし	17,740	1,714	1,161
ふすま	13,365	1,459	1,283
かす類	9,187	7,258	5,471
配合飼料	199,813	249,839	203,539
稲わら	20,255	10,192	10,711
その他	16,713	21,773	10,027
牧草・放牧・採草費	2,256	1,503	1,379
敷料費	13,800	9,270	8,835
光熱水料及び動力費	11,144	8,368	6,824
その他の諸材料費	370	259	519
獣医師料及び医薬品費	7,729	3,859	3,605
賃借料及び料金	4,165	2,769	2,864
物件税及び公課諸負担	5,571	2,988	2,244
建物費	15,451	13,503	11,683
自動車費	6,209	3,201	2,038
農機具費	8,673	6,602	5,398
生産管理費	1,643	982	565
労働費 ④	71,497	41,359	25,611
家族	66,989	37,676	21,542
費用合計 ⑤ = ③ + ④	881,677	635,528	390,258
支払利子 ⑥	11,690	4,994	1,777
支払地代 ⑦	441	113	171
と畜経費 ⑧	10,874	10,200	8,654
参考			
自己資本利子	8,909	8,174	5,701
自作地地代	2,660	1,763	877

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成25年8月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	1,879	485
	相対取引等	1,960	466
	計	1,902	480
交雑種	28市場	1,197	475
	相対取引等	1,190	471
	計	1,195	474
乳用種	28市場	758	454
	相対取引等	757	437
	計	757	442

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

注2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

【肉専用種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

* 宮崎県での取引については、(公社)宮崎県畜産協会により公表されている。

【交雑種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県